

堺市職員等の旅費に関する条例の 一部を改正する条例

堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第29条第1項各号」を「同法第29条第1項各号」に改める。

第4条第5項中「旅客運賃等」の次に「又は1キロメートル当たりの定額」を加える。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、公務上特に必要があると認められる場合として規則で定める場合に限り、1キロメートルにつき37円とする。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第18条本文中「の実費額」を削り、同条ただし書中「これらの実費額」を「これらの額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第4条、第11条及び第18条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

- 3 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項後段中「規定」の次に「（同条例第11条第1項ただし書の規定を除く。）」を、「旅客運賃等」の次に「又は1キロメートル当たりの定額」を加え、「第11条」を「第11条第1項」に改め、「指定料金」の次に「による」を加え、「ただし、公務上」を「」と、同項ただし書中「公務上特に必要があると認められる場合と

して規則で定める場合に限り、1キロメートルにつき37円とする」とあるのは「公務上」に改め、「実費額」の次に「による」と、同条第2項中「前項ただし書の規定による車賃」とあるのは「車賃」を加える。